

指宿広域市町村圏組合議会記録媒体管理規程

(平成25年指宿広域市町村圏組合議会訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、指宿広域市町村圏組合議会記録媒体（以下「記録媒体」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 記録媒体とは、議会の会議を録音したハードディスク、CD、メモ리카ード又はテープ等で、録音したデータを抹消するまでのものをいう。

(保管)

第3条 記録媒体は、議長の命を受け、事務局長が安全かつ確実に保管しなければならない。

(再録及び貸与)

第4条 記録媒体の再録及び貸与は、いかなる事由があっても許可しない。

(聴取)

第5条 記録媒体は、次に掲げる場合に限り聴取することができる。ただし、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

- (1) 議会の議員が、自己の発言部分（答弁部分を含む。）を聴取したいとき。
- (2) 議会の議員全員で聴取したいとき。
- (3) 執行機関の長又は職員が、職務上直接関係する事項を再確認するため聴取したいとき。

2 前項の規定により聴取するときは、庶務係職員が必ず立ち会うものとし、聴取する場所は、議長が指定する。

(抹消)

第6条 記録媒体は、その会議録を調製し、議長及び署名議員が署名した後、抹消する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、記録媒体の管理に関しては、議長の指示による。

附 則

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。